

これまでの議論で出された 主な意見

これまでの議論で出された主な意見

I. 税源の偏在性について

- (1) 是正すべき税源の偏在とは
- (2) 税源の偏在性を何で評価するか（指標その他）
- (3) 現状及び社会保障・税一体改革後の税源の偏在性をどう評価するか
- (4) 偏在性の小さい地方税体系は構築されたと評価するか

II. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

- (1) 地方法人課税等の今後のあり方
 - ①地方法人課税の考え方
 - ②地方法人所得課税のあり方
 - ③法人事業税の外形標準課税のあり方等
- (2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担
 - ①国税、地方税、交付税財源の税源配分
 - ②その他の措置（地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等）

I. 税源の偏在性について

(1) 是正すべき税源の偏在とは

- 「偏在」は単に税収等が偏在している状態を指すが、「格差」は需要面や歳出面を考慮した概念となる。なるべく偏在性の小さい税を地方税に持って行くことや、なるべく偏在性の小さい税として地方税を仕組むことが地方税の原則だが、これは上記のような概念を前提に言っているという理解でよいか。「格差」と言ったときは若干価値観が入ってくるという理解でよいか。
- 税源偏在を考えるに当たっては、税収が充当される行政サービスの大きさを考慮に入れる必要がある。社会保障関連の需要が首都圏や大都市圏で伸びる一方で、地方では国土保全などの需要がある。
- 首都である東京は治安対策をはじめ膨大な財政需要を抱える。またインフラ投資はその効果が全国に波及する。
- 乳幼児医療助成などのサービスが自治体によって違うのは、公平性の原則から許容できないのではないか。

I. 税源の偏在性について

(2) 税源の偏在性を何で評価するか(指標その他)

- どのような評価軸で偏在性を捉えていくのか、議論する必要がある。産業構造や人口構成等の変化に伴い各地域の企業活動がダイナミックに変化するという視点が必要。
- 企業を通じて集める税金が、住民1人当たりで見ると等しくなければならないか疑問であるが、経済活動の高さと比較しても、東京都には税収が集中しすぎている。
- 首都である東京には全国の大企業の4割近く、従業者の約30%が所在するなど経済機能が集中しており、税収は一定程度集中する必然性がある。
- 地方法人二税の税収の対全国シェアは、東京以外はほとんど民間産業の付加価値のシェアとほぼ同じになる。東京は他の地方から少しずつ税収を貰ってきているのでシェアが高くなっている。
- 昼間人口1人当たり税収で比較すれば、夜間人口1人当たり税収と比べ偏在度は縮小する。
- 地方法人課税の偏在が言われるが、財政調整制度も存在しており、一般財源ベースで見た偏在度も含めて考えないと議論が偏る。
- 地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、都は全国平均と同程度。
- 財政の余裕度の格差は1人当たりの一般財源の比較では分からず、留保財源と財源超過額の合計額で比較して考えるべき。

I. 税源の偏在性について

(3) 現状及び社会保障・税一体改革後の税源の偏在性をどう評価するか

- 地方消費税の増収が、交付団体では交付税の減少と相殺され、不交付団体ではそのまま財源超過額に乗ってくることを考えると、財政力の格差が縮小するとは言えない。
- 消費税率・地方消費税率の引上げについて、国民は社会保障に使われるということをやむを得ないと考えているが、これにより財源超過がかなり増える団体が出てくるのはどうか。
- 地方法人特別税・譲与税を廃止すれば、地域間の税源偏在が再び拡大し、さらに地方消費税率が上がれば地方財政に占める税の割合が高まり、財政力格差が拡大する。
- 地方法人特別税・譲与税を撤廃し、法人事業税に復元しても、地方消費税率引上げ後では偏在度は現在より拡大しない。

I. 税源の偏在性について

(4) 偏在性の小さい地方税体系は構築されたと評価するか

○ 社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げは、地方の社会保障財源を確保する措置であり、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われておらず「税制の抜本的な改革」は道半ばであり、さらに消費税・地方消費税の税率を引き上げる段階までに地方法人課税の抜本的な議論を行い、その際に特別税制度を廃止すべきと考えられる。

一方、次の消費税増税の機会は暫く先であり、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が今回充実されたことから、速やかに特別税制度を抜本的に見直すべきではないか。

○ 地方法人特別税・譲与税は消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの間の暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税率の引上げに併せて、確実に廃止されなければならない。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

① 地方法人課税の考え方

- 地方税の役割は住民が受益する公共サービスの財源の確保であり、公平性の観点から、住民との間で応益原則を満たしていることが、地方税として望ましい。
- 地方法人二税は、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うために当該サービスを受ける法人に課税するもの。
- 地方における法人の活動実態は否定できるものではないことから、法人にそれなりの税負担を求めることはごく自然な考え方。
- 地方団体は法人に選挙権がないので安易に負担を求めるとの議論があるが、法人は地域にとっては巨大な存在。地方団体の基幹税の一つとして地方法人二税を維持していくことが適当。
- 法人には投票権が与えられず、課税の意思決定に関与できない問題がある。
法人と株主が同じ地域内に所在する可能性が高まることから、法人課税は広域の政府が行うことが望ましい。
- 法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税、法人住民税は、地域の構成員である法人が行政サービスの経費を負担するという考え方に基づく税であり、歴史的沿革を見ても、地方税としてそれぞれ重要な役割を担っている。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

① 地方法人課税の考え方（続き）

- 応能、応益という言葉は、課税の根拠と負担の程度の2つのレベルでの使い方がある。法人課税の根拠としては応益課税の考え方をとる一方で、負担の程度は応能の考え方により求めることになるのではないか。
- 法人の行政サービスからの受益の測定や特定は難しい。便宜的には、物税として外形的な基準で課税することが望ましい。
- シャウプ勧告により創設された附加価値税は施行されずに廃止されたが、応益性の原則、負担分任原則から見て望ましい外形標準課税としての側面があり、最終的に法人事業税の外形標準課税として実現したという歴史を考える必要がある。
- 地方団体によるナショナルミニマムの確保のための財源保障が国の責務であることを基本に考えれば、偏在度の小さい地方税体系の構築が第一ではないか。
また、今後の人口予測から、税収の偏在は今後さらに拡大することを考えて税制改革をしていかなければならない。
- 高齢社会化が進みつつある中で、公共サービスの安定的な提供のため、税収が安定していることが、地方税として望ましい。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

② 地方法人所得課税のあり方

- 法人所得課税は景気により税収が大きく変動し、税源の偏在も著しいことから、地方税の基幹的税目としては不適當。
- 法人所得課税を強化すると法人が逃げるため租税輸出が生じうる。また、税収に占める法人課税のウェートが高い場合には巨大企業の動向が自治体の財政状況に影響する。
- 企業の活動は、その従業員の生活を含めて特定の地域の中で完結することはまれであり、地方法人所得課税は各自治体固有のものではなく自治体共有の財源と捉えるべき。
- 応益課税は地方税のあるべき原則だが、実態が伴っていない。実態は、取りやすいところから取る口実として応益原則が使われるか、真摯に応益原則を追求したつもりが、労働者又は消費者への転嫁あるいは税制の複雑性のために経済的帰結がそうならないかのどちらか。
- 日本の地方税収に占める法人所得課税の構成割合は、世界的に見て極めて大きく異質。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

② 地方法人所得課税のあり方（続き）

- 法人課税の問題は地方税の中で自己完結せず、グローバル経済に関わる問題。法人実効税率を下げるべき。
- 地方法人課税を統合した後の法人税の実効税率を引き下げるときには、課税ベースの拡大を併せて行うべき。ネットの減税は行うべきではない。
- 我が国の立地競争力の強化、内外の企業による投資促進、国内の雇用の維持・拡大のため、法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの20%台まで引き下げることが不可欠。税率の引下げと課税ベースの拡大はセット。
- 法人実効税率を国際比較して、日本は地方の法人課税が大きいから高いという議論があるが、地方が対企業の行政サービスを担っていることを同時に考えないと議論できない。
- 経済界は税率を引き下げることによって国の経済成長や国際競争力を高めるとの主張であるが、必ずしもそうとは限らないという考え方もある。法人税率は競争力の一つの要素。代替税源がなかなか見つからないのに減税をすることで社会的なインフラや行政サービスを切り捨てるリスクもある。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

③ 法人事業税の外形標準課税のあり方等

- 法人事業税については、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当。
- 原則すべての企業に外形標準課税を適用するといった改革が必要。企業は社会的責任に見合った負担をすべき。なお、中小企業については雇用安定控除のウェートを引き上げるべき。
- 付加価値割の割合を拡大することで偏在是正効果が期待できるのであれば、税制の中で偏在是正のためにやれることはやる必要があるのではないか。
- 外形標準課税は仕向地課税にはできず、国境調整ができないことから国際競争には不利。拡大することが日本経済にとって本当によいか。また、所得課税が減って企業の空洞化が防げるという効果は必ずしもあるとは言えないのではないか。
- 企業は既に法人住民税均等割のほか、固定資産税、都市計画税、事業所税など、所得の有無にかかわらず地方税を負担。付加価値割は雇用に対する課税であり、資本割は企業の自己資本の充実等の競争力強化に向けた取組を阻害。外形標準課税の対象を中小企業にも拡大した場合、欠損法人が大半を占める中小企業の経営を大きく圧迫し、地域経済全般にマイナス。
- 実物経済に比べ金融経済が膨れ上がっている時代に、金融業の外形標準のあり方も少し考えておかなければいけない。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税等の今後のあり方

③ 法人事業税の外形標準課税のあり方等（続き）

- 分割基準の平準化は単なる譲与税化。企業は納税コストが増加し、立地していない地方にまで納税しなければならない。
- 分割基準はあくまで行政サービスの受益と負担の関係の中、あるいは税源の所在地と税収の帰属地が一致する形での基準でなければならない。財政調整手段を組み合わせる形で分割基準を用いることは、税の論理ではなく、再分配の論理がまざり分割基準を歪める。
- 法人事業税の分割基準、地方消費税の清算基準を、財政調整を目的として変えていくことは、応益性にそぐわなくなり、国の財政責任が曖昧になることから行うべきではない。

Ⅱ．税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

① 国税、地方税、交付税財源の税源配分

- これまでの累次の法人税減税により交付税原資分の比重が低下する一方で、地方法人課税は比較的税収が維持され、比重が高まっていることから、法人課税に起因する団体間の偏在性は拡大する方向にあるのではないか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、都道府県分は全ての、市町村分は一部の法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。同時に、地方交付税の原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額の消費税（交付税原資分）を地方消費税とする税源交換を行い、地方消費税化した全額を市町村に交付してはどうか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、税源交換は困難としても、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資としてはどうか。
- 法人事業税に係るシャープ勧告以来の応益性確保の努力や、法人事業税が都道府県にのみ存在することを考えると、税源交換の財源としては法人事業税ではなく法人住民税を考えてはどうか。その場合は、国の財政責任を明らかにするため、地方の合意のもとに国税化すべき。
- 税源交換の財源としてではなく、社会保障の財源として消費税率が上がったが、地方法人特別譲与税を廃止してその分を交付税原資に入れる見返りに、現在の交付税原資分の消費税を地方消費税に振り替える選択肢もあるのではないか。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

① 国税、地方税、交付税財源の税源配分（続き）

- 偏在の是正という観点のみに基づいて税源交換を行うことは、合理的とは言い難い。地方法人二税が課税自主権を活用した税源涵養インセンティブの機能も果たしていることに留意すべき。
- 地方法人所得課税は国税化を図った上で、配分において地方交付税、地方譲与税等も合わせた一般財源を保障する仕組みを構築すべき。
- 地方法人特別税と法人事業税は法人税と統合して課税ベースを統一し、法人住民税は減税すべき。
- 今後、成長戦略の視点による改革に的確かつ機動的に対応するためには法人所得課税を国が一元的に管理することが望ましい。
- 国と地方の法人に対する税制の一本化は簡素化につながり、企業にとっては大変な負担軽減になる。また法人実効税率の引下げが課題となるときに国として対処しやすい。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等)

- 地方法人特別税・譲与税の導入は緊急避難的な措置としてやむを得なかったと思うが、個別の税について税収の配分を調整することが、財政調整制度として地方交付税がある中でどこまで許容されるのか。
- 財源超過額が特に大きい団体の存在を前提とすると、不交付団体を含めた地方団体間の財政力格差の縮小のためのメカニズムを、地方税内部に入れることを考えるべき。
地方法人特別税の仕組みを他の税目に拡大することを検討すべき。
- 税源の偏在が日本経済の一極集中から生じているのであれば、不交付団体からも負担を求めても決しておかしくはない。
- 税制に財政調整機能を組み込むことは、あるべき地方税の原則から離反するおそれが大きい。財政調整は地方交付税によることが望ましい。
- 地方法人特別税・譲与税は、地方自治体の自主財源である法人事業税を税の理論を超えて財政調整の手段として用いたものであり、確実に撤廃し地方税として復元すべき。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正策と地方法人課税のあり方

(2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等) (続き)

- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人事業税又は法人住民税法人税割の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」である地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、今回引き上げられる地方消費税の一部を地方共同税と位置付け、客観的指標により配分してはどうか。また地方が主体的に税率を引き上げる仕組みとしてはどうか。
- 応益的担税力が広域化しており、これに見合う共同課税こそが公平課税と言えるのではないか。
- 税源の所在地と税収の帰属地が一致しない地方共同税は、受益と負担の関係を断ち切り、地方の課税自主権を自ら否定するものであり、もはや地方税とは言えない。

Ⅱ. 税源の偏在性の是正方策と地方法人課税のあり方

(2) 税制による偏在是正と財政調整の役割分担

② その他の措置(地方法人特別税・譲与税、地方共同税、付加価値による清算等) (続き)

- 赤字法人も地方の行政サービスを受けているのに、所得を課税標準とする課税が受益と見合ったものとなるか。乖離があるのであれば、税収の偏在是正を清算のスキームで考えることも可能ではないか。
- 生産活動（付加価値）を応益性を表す1つの指標と考えれば、これに応じた税収の配分は県内純生産による清算で実現できる。
- 地方消費税の各自治体への配分において財政需要を反映すべきという意見もある。清算基準で財政需要を考慮することには無理があると思うが、消費譲与税だとどこまで財政需要を考慮できるのか。譲与税という制度本来の趣旨に照らして議論しておく必要がある。